

平成23年度執行研修について

研修目的

都道府県の執行担当者に対し、各担当部門における実践性のある研修を実施することで、担当者のスキルを向上させ、都道府県での執行力につなげる

開催概要：

執行初任者研修

時期：6月28日（火）～29日（水）

対象者：都道府県及び経済産業局における執行業務担当者（初任者等）
消費者庁職員の希望者

参加者数：102名（23年度実績）

内容：特定商取引法・景品表示法の執行実務に必要となる基本知識
家庭用品品質表示法・食品表示関係法令・制度、消費者安全法に関する制度概要

執行専門研修

時期：9月12日（月）～16日（金）

対象者：都道府県及び経済産業局・消費者庁における執行業務担当者

参加者数：87名（23年度実績）

内容：特定商取引法・景品表示法の執行に関する具体的な実務知識

平成23年度「消費者行政ブロック会議」について

地方協力課

1 開催目的

ブロックごとに都道府県・政令指定都市と消費者庁との意見交換・情報交換、及び地方自治体間で消費者行政に関する課題について、意見交換・情報交換を行うことにより、消費者行政の円滑な実施やその充実・強化を図る。

2 出席者

(1) 消費者庁

長官、審議官、地方協力課長、庁内各課（対応者はブロック毎に異なる）

(2) 自治体

消費者行政部局の担当課長

(3) その他

国民生活センター

県警

地方出先機関（経済産業局、公正取引委員会地方事務所）

3 開催時期

7月～11月

4 開催概要

効率化・連携強化の観点から、今年度は本会議と（独）国民生活センターの「ブロック別消費生活センター所長会議」と合同開催または連携して開催。

（参考）「ブロック別消費生活センター所長会議」

毎年度、全国7ブロック（北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州）で、地域の消費生活センターの所長を対象に意見交換、情報交換等を目的に開催している。

5 今年度のテーマ

(1) 今後の消費者庁の重要課題について

国民生活センターの在り方の見直し

事故調査機関の在り方

(2) 持続的な地方消費者行政の充実に向けた課題について

(3) 法執行の強化について

以上

都道府県の法執行強化 (施策番号124番)

消費者庁 取引対策課

特定商取引法の執行体制

- 特商法の執行は、国（消費者庁長官、各経済産業局長）と都道府県知事がそれぞれの役割分担のもと執行。

全国的に被害が及んでいる事案等に対処

- ①指示（法第7条等）
- ②業務の停止（法第8条等）
- ③報告及び立入検査（法第66条）等

主務大臣（内閣総理大臣、
経済産業大臣及び物資等所管大臣）

権限の委任
（法第67条第3項）

- ①指示（法第7条等）
- ②業務の停止（法第8条等）
- ③報告及び立入検査（法第66条）等

消費者庁長官

権限の委任（法第69条第3項）
指揮監督（経産省設置法第12
条第4項）

- ①指示（法第7条等）
- ②業務の停止（法第8条等）
- ③報告及び立入検査（法第66条）等

経済産業局長

県域レベルの事案について対処

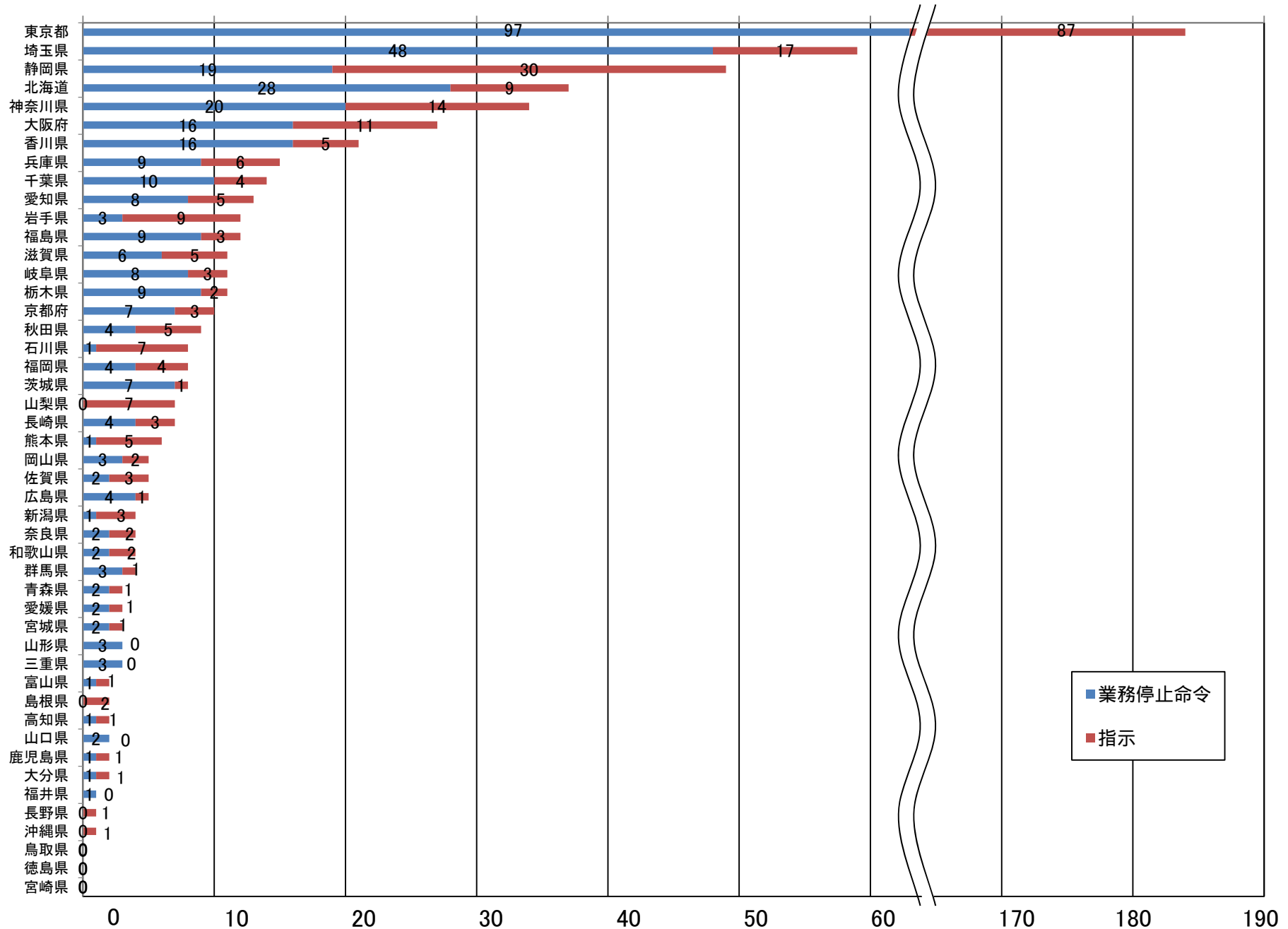
都道府県知事
（自治事務）

都道府県が処理する事務
（法第68条）

- ①指示（法第7条等）
- ②業務の停止（法第8条等）
- ③報告及び立入検査（法第66条）等

都道府県の特商法に基づく行政処分の件数(累積)

平成23年3月31日時点
(H8からの累積)



特定商取引法の執行における地方局と都道府県当局との連携

現場での連携を促進するための国と都道府県との「顔の見える関係」づくり

➤情報交換の場

ブロックごとに、消費者庁・各経済産業局と管轄都道府県の執行担当部署の責任者が、定期的に対面して、執行強化に向けた情報交換・意見交換を実施。
最近の悪質商法・事業者の傾向、現場の相談内容などについて情報交換。

➤具体的な事案の協力例

- ・処分実績の少ない県に対し、経済産業局が立入検査に立会い、執行担当者にノウハウを伝授。
- ・複数県にまたがる案件などで、消費者庁や経済産業局が都道府県による執行に協力し、連携して処分。

例：平成22年12月2日 (株)ネクスト、(株)クラフトへの業務停止命令

処分年月日	処分主体	処分内容	取引類型	処分事業者	対象商品・役務
平成22年12月2日	近畿経済産業局	業務停止命令(6ヶ月)及び指示	訪問販売	(株)ネクスト	リフォーム工事
	大阪府	業務停止命令(6ヶ月)		(株)クラフト	
	兵庫県	業務停止命令(6ヶ月)			

例：平成23年10月13日 (株)ユトリホームへの業務停止命令

処分年月日	処分主体	処分内容	取引類型	処分事業者	対象商品・役務
平成23年10月13日	中国経済産業局	業務停止命令(6ヶ月)	訪問販売	(株)ユトリホーム	鋼板外装材による外壁工事等
	愛媛県	業務停止命令(6ヶ月)			

各都道府県で処分し、そのあと他県や国が処分した例

平成22年度、23年度の例

➤(有)天咲(ていんしゃ) (エステティックサロン 特定継続的役務提供)

平成22年5月31日	平成22年8月4日
秋田県による処分(業務停止命令(6ヶ月))	山形県による処分(業務停止命令(3ヶ月))

➤(株)ヴァスト (ハウスクリーニングの訪問販売取引)

平成19年7月21日	平成22年10月2日
東京都による処分(業務停止命令(6ヶ月))	埼玉県による処分(業務停止命令(3ヶ月))

(参考) 平成21年度以前の例(一部)

➤(株)ビズインターナショナル (仮想空間サービスのDVD等の連鎖販売取引)

平成21年9月2日	平成21年11月27日
宮城県による処分(業務停止命令(4ヶ月))	消費者庁による処分(業務停止命令(6ヶ月))

➤(株)アーバンライフ (浄水器、布団の訪問販売取引)

平成19年11月1日	平成20年12月26日
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県による処分(指示)	経済産業省(中国経済産業局)による処分(業務停止命令(3ヶ月))

景品表示法執行における都道府県との 連携強化に向けた取組み

消費者庁 表示対策課

景品表示法執行における都道府県との連携強化に向けた取組み

現在の取組み

研修会

都道府県等で景品表示法の執行実務に従事している職員を対象に実施。

都道府県担当者からの相談への対応

法令解釈、事業者からの事前相談への対応方針、事件調査に際しての解釈・事実確認上の問題等についての相談に随時対応している。

景品表示法ブロック会議

都道府県、消費者庁、公正取引委員会の各担当者が出席し、意見交換を行う(本年度は、10月以降順次実施中)。

今後実施予定のもの

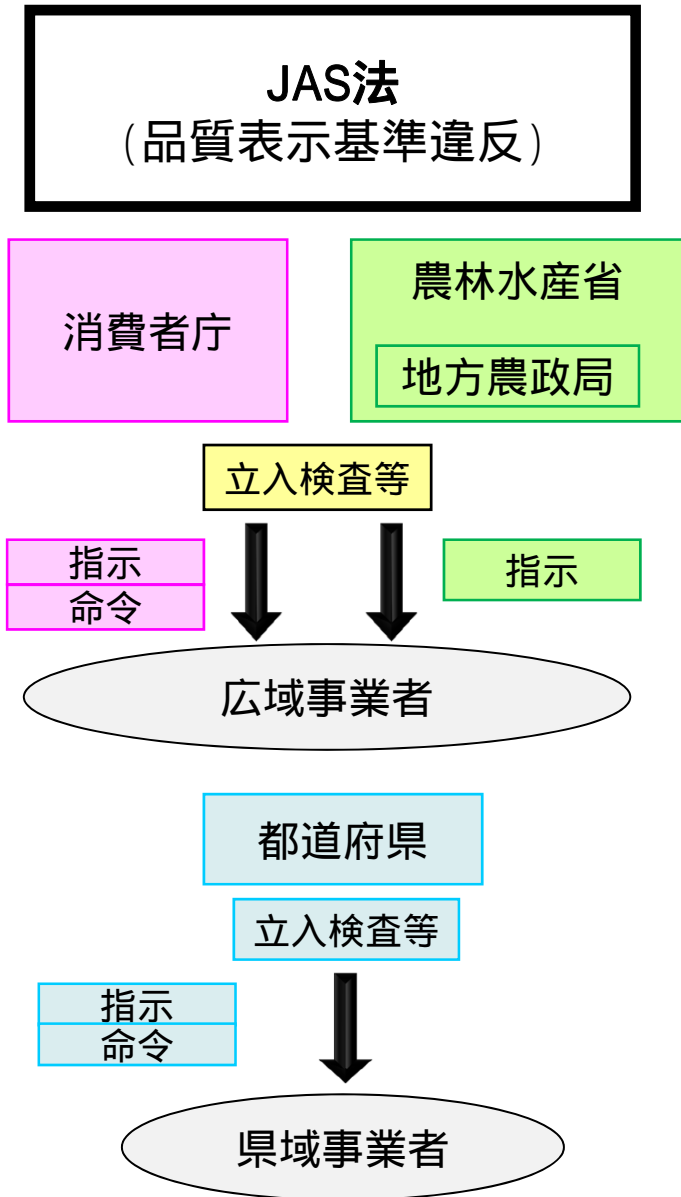
景品表示法執行ネットワーク(平成24年度運用開始予定)

都道府県と消費者庁・公正取引委員会との間の情報共有を密にし、より効率的な景品表示法の執行を行えるよう、消費者庁において景品表示法執行ネットワークを構築。平成24年度に運用を開始する予定。霞ヶ関WAN、LGWANを用いて、調査事例、相談事例等の共有を図る。

JAS法に基づく品質表示基準の 執行について

消費者庁 食品表示課

JAS法に基づく品質表示基準の執行体制



< 国は、都道府県からの要請を受けて、県域事業者に調査を行う場合がある。 >

権限関係

- ・主たる事務所並びに事業所、工場等が1都道府県内の事業者(県域事業者)については、事業者所在地の都道府県において監視・指導を行う。
- ・2都道府県以上の事業者(広域事業者)については、国(消費者庁又は農林水産省)において監視・指導を行う。

立入検査等

- ・事業者に必要な報告を求め、又は工場、店舗、事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類等を検査することができる。(法第20条第3項)
 - ・立ち入り検査をする職員は、身分証を携帯し、関係者に提示しなければならない。(法第20条第4項)
- 国は、平成23年1月より、原則として法第20条に基づく立入検査を実施。

指示・命令の処分

- ・事業者に対して、表示事項を表示し、遵守事項を遵守するよう指示できる。(法第19条の14第1項)
- ・指示に従わなければ、その指示に係る措置を取るよう命令できる。(法第19条の14第4項)
 - 1 指示については、消費者庁、農林水産省又は都道府県が行う。命令については、消費者庁又は都道府県が行う。
 - 2 事業者が指示に従わない場合など、農林水産大臣は内閣総理大臣に命令するよう要請することができる。(法第19条の14第5項)

罰則

- ・命令に従わなければ、個人にあっては1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰金が適用される。(法第24条及び法第29条)
 - ・平成21年5月30日から産地偽装については、個人にあっては2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰金と、罰則が強化されている。(法第23条の2及び法第29条)
- 必要な報告に応じず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は立ち入り検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、50万円以下の罰金に処する。(法第27条第4号)

食品表示監視協議会の連携促進について

食品表示連絡会議(国レベル)

地方段階での「食品表示監視協議会」設置等の対応が円滑に実施されるよう設置。

消費者庁

警察庁

農林水産省

(オブザーバー)
厚生労働省

円滑な実施のためのサポート等

食品表示監視協議会(地方レベル)

景品表示
法担当
部局

食品衛生
法担当
部局

JAS法
担当部局

消費生活
センター等

県警本部

関係する都道府県の機関

地方農政事務所
地方厚生局
(オブザーバー)
公正取引委員会地方事務所 等

国の出先機関

不適正な食品表示に対する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。

第5回 食品表示連絡会議(平成22年5月25日)

消費生活センターをはじめとする地域の人材育成を図るため、研修を充実強化していくこと等を内容とする食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組方針を確認。

第6回 食品表示連絡会議(平成23年6月29日)

多数の食品表示監視協議会において積極的に研修会を開催。28回の開催で、約1,000人が受講したことを確認(平成22年度実績)。

地域	回数	受講者数(人)
北海道	1	8
関東	6	161
近畿	6	366
中国四国	3	162
九州	12	285
合計	28	982